

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における
障害の認定要領の一部改正について

今般、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成 22 年 10 月 13 日年発 1013 第 1 号厚生労働省年金局長通知）が通知されたところですが、特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の程度は、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害程度の 1 級及び 2 級に相当するものであることから、近年の医学的知見等を踏まえ、認定基準及び診断書の見直しを行うこととします。また、内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定に当たっては、「現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」としているところですが、一般状態区分を重視しているものや、一律年齢基準を設けて判断しているような例も見られるため、一般状態区分や年齢のみで判断せず、個々の状況に応じた総合的な認定が行われるよう徹底するとともに、代謝疾患においては、認定の標準化を図る観点から認定基準及び診断書の見直しを行うこととします。

このため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領」の一部を別添 1 から別添 7 までのとおり改正し、平成 22 年 12 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

また、管内市区町村及び関係機関に対しましても周知をお願いします。

なお、本通知の施行に際して、当分の間は、従前様式の診断書の使用も可能としますので、ご留意願います。